

警務甲達第 5 5 号  
生企甲達第 4 3 号  
刑捜一甲達第 6 7 号  
交企甲達第 4 5 号  
警公甲達第 3 3 号  
警学甲達第 1 号  
平成 20 年 11 月 28 日

〔改正 令和 6 年 5 月 15 日  
警務甲達第 4 5 号〕

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

福井県警察における若手警察官早期戦力化教養要綱の制定について

みだしのことについては、福井県警察における若手警察官早期戦力化要綱の制定について（平成 19 年警務甲達第 3 号。以下「旧要綱」という。）に基づき運用しているところであるが、このたび、戦力化教養の更なる充実を図るため内容の一部を見直し、別添のとおり福井県警察における若手警察官早期戦力化教養要綱を制定し、平成 21 年 1 月 1 日から実施することとしたので、その効果的な運用に努められたい。

なお、旧要綱は、平成 20 年 12 月 31 日をもって廃止する。

別添

## 福井県警察における若手警察官早期戦力化教養要綱

### 第1 目的

この要綱は、若手警察官に対する職場教養を効果的に推進するために必要な事項を定め、若手警察官の早期戦力化の推進及び実務能力修得状況の検証を目的とする。

### 第2 所属長の責務

- 1 若手警察官が所属する所属長（以下「所属長」という。）は、所属における若手警察官の早期戦力化教養に関する事務を総括する。
- 2 所属長は、所属職員に本要綱の趣旨を十分理解させるとともに、若手警察官の早期戦力化を図るための教養訓練が真に効果的かつ計画的に実施される職場づくりに努めなければならない。

### 第3 教養対象者

教養対象者は、採用後5年以内の警察官のうち、次の者を除いた者（以下「若手警察官」という。）とする。

- 1 採用時教養期間中の者
- 2 警察署の生活安全、刑事、交通及び警備の各専務係に登用された者
- 3 巡査部長に昇任した者

### 第4 教養体制

- 1 若手警察官に対する職場教養の効果的かつ計画的な推進を図るため、若手警察官が所属する各所属に教養担当者、教養指導者及び教養指導補助者（以下「教養担当者等」という。）を置く。

#### 2 教養担当者等の指定及び任務

##### (1) 教養担当者

ア 教養担当者は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (ア) 本部 次席及び副隊長
- (イ) 学校 副校長
- (ウ) 警察署 副署長

イ 教養担当者は、教養指導者を指導監督するとともに、若手警察官の早期戦力化を図るための集合教養、実践塾、実践的教養等職場教養を効果的に実施するものとする。

##### (2) 教養指導者

ア 教養指導者は、若手警察官の直近上位の警部（同相当職を含む。以下同じ。）の階級にある警察職員をもって充てる。ただし、教養指導者となるべき警部の階級にある警察職員が配置されていない場合又は教養指導者が入校若しくは病気休暇等により長期不在となる場合は、教養担当者が教養指導者を兼ね、又は所属長が警視の階級にある職員を教養指導者に指定するものとする。

イ 教養指導者は、教養担当者を補佐するとともに、若手警察官の戦力化の進捗を把握するほか、適宜に個別指導等を実施するものとする。

### (3) 教養指導補助者

ア 教養指導補助者は、身近な先輩として指導力及び行動力を有する若手警察官の直近上位の警部補又は巡査部長の階級にある職員をもって充てる。

イ 教養指導補助者は、教養指導者を補佐するとともに、実務を通して個別指導、同行指導等を実施するものとする。

ウ 指導にあたっては、階級的立場に加え、若手警察官の身近な先輩としての指導力及び行動力を発揮すること。

## 第5 早期戦力化教養基準

早期戦力化教養により育成された若手警察官の実務能力を検証するための基準は、別紙の早期戦力化教養基準（以下「基準」という。）のとおりとし、所属長は、基準に基づき若手警察官の実務能力を採用後5年以内に一定のレベルまで引き上げることを目標とする。

一定のレベルとは、繁忙警察署（福井、福井南、坂井、鯖江、越前、敦賀の6警察署をいう。以下同じ。）において、基準の各項目に関し適正に処理できると評価される警察官のレベルをいうものとする。

## 第6 本部による巡回教養等の実施

1 本部各所属長は、必要に応じて、若手警察官を対象とした次のいずれかの教養を実施するものとする。

なお、実施計画は、年間の「福井県警察教養計画」に盛り込むものとする。

- (1) 研修会、実践塾
- (2) 巡回教養
- (3) 競技会、訓練、検定

2 技能指導官及び準技能指導官（以下「技能指導官等」という。）の専門的技能に係る業務を主管する課長等は、若手警察官を対象とした運用計画を設定し、若手警察官に対する伝承教養を実施するものとする。

なお、運用計画は、「技能指導官等年間運用計画」に盛り込むものとする。

## 第7 所属における集合教養

1 所属長は、四半期に1回以上、若手警察官の集合教養日（以下「集合教養日」という。）を設定し、技能指導官等、ベテラン警察官等による伝承教養、実戦的総合訓練、事例研究、同行指導、検討会等を実施するとともに、必要により関係幹部の出席を求め、これらの機会を利用して若手警察官と各級幹部との良好なコミュニケーションを図るものとする。

なお、集合教養日の計画は、年間の職場教養実施計画に盛り込むものとする。

2 所属長は、集合教養を実施したときは、その都度、本部の警務課長を経由して本部長に報告するものとする。

## 第8 事案処理の経験を積ませる人事配置

全若手警察官を採用後5年以内に一定のレベルまで引き上げるためには、すべての若手警察官に、より多くの事案処理の経験を積ませることが必要であることから、原則として次の人事配置を推進するものとする。

1 採用時教養における初任科課程卒業時の人事配置（以下「卒配」という。）につい

ては、大規模警察署又は中規模警察署に配置するものとする。

- 2 卒配時に繁忙警察署以外の警察署に配置され2年以上経過した地域警察官については、繁忙警察署に配置換えをするものとする。ただし、看守勤務者、専務登用予定者及び管区機動隊員は除くものとする。
- 3 卒配時に中規模警察署に配置され、その後管区機動隊員に任命された者については、除隊後又は解任後に繁忙警察署に配置換えをするものとする。ただし、専務登用予定者は除くものとする。
- 4 若手警察官が所属する警察署の署長は、若手警察官の勤務状況を把握し、積極的に繁忙交番へ配置換えを行い、すべての若手警察官が業務経験が積めるよう配慮するとともに、本人の適性を見極めた上で積極的な専務登用に努めるものとする。

## 第9 研修及び戦力化状況の確認

### 1 若手警察官3年目中間研修

- (1) 若手警察官早期戦力化教養の中間期における進捗を把握するため、警察学校において、1日以上若手警察官3年目中間研修（以下「中間研修」という。）を開催し、早期戦力化教養に係る実務能力の検証を行うものとする。
- (2) 中間研修は、採用後3年目の若手警察官（巡査部長昇任予定者を除く。）が出席し、学校教官、本部警務課員等により行うものとする。
- (3) 中間研修においては、若手警察官個々の基準に関する修得状況について検証するものとする。
- (4) 中間研修終了後、本部警務課員等は、研修出席者に対し、研修結果について補完教養を実施するものとする。

### 2 若手警察官5年目総括研修

- (1) 若手警察官早期戦力化教養の修了に際し、警察学校において1日以上若手警察官5年目総括研修（以下「総括研修」という。）を開催し、早期戦力化教養の総仕上げ及び実務能力の検証を行うものとする。
- (2) 総括研修は、採用後5年目の若手警察官（巡査部長昇任予定者を除く。）が出席し、学校教官、本部警務課員等により行うものとする。
- (3) 総括研修においては、若手警察官個々の基準に関する修得状況について検証するものとする。
- (4) 総括研修終了後、本部警務課員等は、研修出席者に対し、研修結果について補完教養を実施するものとする。

### 3 戦力化状況の確認

若手警察官早期戦力化の推進及び実務能力修得状況は、実績管理システム、所属内自主点検制度、身上指導などにより把握するものとする。

## 第10 推進上の配慮事項

所属長は、若手警察官の早期戦力化教養をより充実させるために、次のことに配慮するものとする。

- 1 本部各課が実施する事件捜査、事案処理等への参加
- 2 所属内で実施する事件捜査、事案処理等への参加
- 3 他所属で実施される部外講師による講演、技能指導官等による教養への参加

4 その他効果的であると認められる教養、捜査活動等への参加

第11 その他

本要綱に定めるもののほか、戦力化教養に関する必要な事項は、別に定める。

別紙

早期戦力化教養基準

要目	細目	教養内容（ポイント）	教養方法
職務倫理・服務	使命感と奉仕の精神	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誇りと使命感の醸成</li> <li>・ 奉仕の精神の堅持</li> <li>・ き然とした職務執行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幹部による訓育・講話</li> <li>・ 小集団討議</li> <li>・ 部外講師等による講演</li> <li>・ 視聴覚教材等の活用</li> <li>・ 術科訓練</li> <li>・ 感想文</li> <li>・ 応問</li> <li>・ ボランティア活動等</li> <li>・ その他所属長が定める方法</li> </ul>
	職務執行の基本姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権の尊重</li> <li>・ 公正な職務執行</li> <li>・ 秘密の保持</li> <li>・ 親切的な職務執行</li> </ul>	
	組織の規律と連帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規律の保持</li> <li>・ 自主自立の精神</li> <li>・ 相互の連帯</li> </ul>	
	自己の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人格の陶冶</li> <li>・ 実務知識、技能の修得</li> <li>・ 気力、体力の充実</li> </ul>	
	生活態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清廉潔白な態度</li> <li>・ 堅実な家庭生活</li> <li>・ 自己管理</li> </ul>	
基本実務	職務質問	対象者の発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技能指導官等の活用</li> <li>・ 職務質問技能指導員の活用</li> <li>・ 実戦的総合訓練</li> <li>・ 幹部による教養</li> <li>・ 応問</li> <li>・ その他所属長が定める方法</li> </ul>
		呼び止め要領	
	質問要領	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権に尊重した対応</li> <li>・ 相手の観察</li> <li>・ 答弁、携帯品からの矛盾の追及</li> </ul>	
	所持品検査要領	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 任意性の確保</li> <li>・ 凶器所持の有無の確認、発見物の措置</li> <li>・ 応じない場合の措置</li> </ul>	
	質問時の事故防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危害防止措置</li> <li>・ 拳銃、警棒等の使用上の配慮</li> <li>・ 車両に対する配慮</li> </ul>	
	同行要領	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 任意性の確保</li> <li>・ 同行の方法</li> </ul>	

		自動車検問	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車両停止要領</li> <li>・ 運転者、同乗者に対する職務質問</li> <li>・ 車内、車体、積載物の検査</li> </ul>	
基本実務	捜査手続	通常逮捕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 逮捕の理由、証拠隠滅のおそれ</li> <li>・ 逮捕状の緊急執行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体験機会の付与</li> <li>・ 捜査手続きゼミ</li> <li>・ 幹部による教養</li> <li>・ 応問</li> <li>・ 実戦的総合訓練</li> <li>・ その他所属長が定める方法</li> </ul>
		現行犯逮捕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行犯逮捕の要件</li> <li>・ 準現行犯逮捕の要件</li> <li>・ 私人の逮捕した被疑者の受領要領</li> </ul>	
		緊急逮捕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実質的要件</li> <li>・ 形式的要件</li> <li>・ 逮捕理由等の告知</li> </ul>	
		捜索、差押、検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令状による捜索、差押、検証</li> <li>・ 令状によらない捜索、差押、検証</li> <li>・ 押収物の取扱い</li> <li>・ 目的物以外の証拠品の取扱い</li> <li>・ 必要な処分</li> </ul>	
	捜査書類作成	捜査書類作成の基本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作成上の一般的要件と留意事項</li> <li>・ 捜査書類の証拠能力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体験機会の付与</li> <li>・ 幹部による教養</li> <li>・ 書類作成テスト</li> <li>・ 実戦的総合訓練</li> <li>・ その他所属長が定める方法</li> </ul>
		各種捜査書類の作成 基本書式例 簡易書式例 少年事件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害届</li> <li>・ 実況見分調書</li> <li>・ 任意提出書、領置調書</li> <li>・ 還付、仮還付請書、所有権放棄書</li> <li>・ 捜索差押調書、押収品目録</li> <li>・ 捜査報告書</li> <li>・ 逮捕手続書、微罪処分手続書</li> <li>・ 供述調書</li> </ul>	
	初動捜査 (措置)	届出の受理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出時刻の確認</li> <li>・ 届出人の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体験機会の付与</li> <li>・ 幹部による教養</li> <li>・ 実戦的総合訓練</li> <li>・ その他所属長が定める方法</li> </ul>
		現場臨場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場保存用具の携行</li> <li>・ 急行中の不審者の発見、職質</li> <li>・ 現場到着時刻の確認</li> <li>・ 現場からの報告要領（第一報）</li> </ul>	
		現場保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保存範囲の決定、立入り禁止区域の表示</li> <li>・ 現場立入者、居合わせた者の調査</li> <li>・ 資料の発見確保、変質破壊等の防止</li> </ul>	
		現場における捜査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害者、被害家族の確保</li> <li>・ 目撃者、参考人の確保</li> <li>・ 被害者等への配慮</li> </ul>	

個人技能	車両運転	運転技術の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合図、安全確認</li> <li>・ 車体感覚</li> <li>・ 進路変更</li> <li>・ 直進、後退、右左折等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同乗指導</li> <li>・ 模擬走行訓練</li> <li>・ 応問</li> <li>・ 小集団討議</li> <li>・ 部外講師の活用</li> <li>・ 緊急自動車専科修了者の活用</li> <li>・ その他所属長が定める方法</li> </ul>
		安全運転意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転者の心得</li> <li>・ 危険予測</li> <li>・ 緊急自動車走行</li> <li>・ 事故が与える影響</li> </ul>	